個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学齢簿システム	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局　教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学対象となる児童生徒の情報を適切に管理し、就学、入学・転校、就学状況の把握などの事務を正確に行うため	
記録項目	1 識別番号　2 氏名　3 性別　4 生年月日　5 年齢　6 住所 7 小学校区　8 中学校区　8 保護者情報　9 世帯情報 10 進級履歴	
記録範囲	市内小中学校の就学対象となる児童生徒	
記録情報の収集方法	標準住民記録、保護者からの届出、各学校からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市教育委員会事務局　教育総務課	
	〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬１３３番地６	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　　■無	□　法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学援助申請者一覧表	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局　教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学援助費の支給	
記録項目	1 学校名　2 児童生徒名　3 保護者名　4 識別番号　5 住所 6 生年月日　7 学年　8 生活保護受給状況 9 児童扶養手当受給状況　10 所得情報　11 支給履歴 12 口座情報	
記録範囲	就学援助申請者	
記録情報の収集方法	申請者本人の申請及び同意に基づく調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市教育委員会事務局　教育総務課	
	〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬１３３番地６	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　　■無	□　法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別支援教育等就学援助費支給名簿	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局　教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	特別支援教育等就学援助費の支給	
記録項目	1 学校名　2 学年　3 児童生徒名　4 保護者名　5 住所 6 口座情報　7 支給情報	
記録範囲	特別支援教育等就学援助申請者	
記録情報の収集方法	申請者本人の申請及び同意に基づく調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市教育委員会事務局　教育総務課	
	〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬１３３番地６	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　　■無	□　法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		